

令和3年度糸満市人材育成奨学生募集!

就学に必要な学資を 無利息で貸与または給与します

進学の意欲と能力を有する学生に対し、就学に必要な学資を貸与または給与します。

資格条件

- ①糸満市に5年以上引き続き住所を有する人または本籍を有する人
- ②学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院または専修学校に在学している人
- ③学業成績および素行が優秀で、かつ心身共に健康である人で学校長の推薦がある人
- ④他から奨学資金の貸与を受けていない人

貸与・給与の金額など

- ①貸与額 高等専門学校(4年、5年次および専攻科)、短期大学、大学、大学院または専修学校に在学する人
県内：月額2万円(若干名)
県外：月額4万円(若干名)
国外：月額4万円(若干名)

資格条件など詳しくは、
教育委員会総務課まで
☎840-8160



②給与額

高等学校または高等専門学校(1年次から3年次まで)に在学する人：月額5万円(若干名)
高等専門学校(4年、5年次および専攻科)、短期大学、大学、大学院または専修学校に在学する人：月額1万円(若干名)

③入学準備金(貸与)

短期大学、大学、大学院または専修学校に入学する人：24万円(若干名)

受付期間 3月1日(月)～3月31日(水)

その他 糸満市人材育成奨学生に申請した人の中から1人については、「南部振興会奨学生(貸与)」に推薦します。

南部振興会奨学生(貸与)

貸与額(月額)

県内大学4万 県外大学5万
※最短修業年限の終期まで貸与

税についてお知らせ

軽自動車税



軽自動車の登録・抹消について

軽自動車税は毎年4月1日現在の車両所有者に課税されます。譲渡、廃車、盗難などによって車両を所有していない人は、必要な手続きをとらないと所有者(納税義務者)に納付書が送付され、税金を負担しなければなりません。

【手続き場所】

車種区分	手続き場所・問い合わせ
▶原付バイクなど(125cc以下)	税務課 ☎840-8128
▶軽二輪バイク(125cc超250cc以下)	軽自動車協会 ☎050-3816-3126
▶軽自動車(四輪)	
▶小型二輪バイク(251cc以上)	陸運事務所 ☎050-5540-2091

軽自動車税の減免について

障がいのある人のために使用される軽自動車で、一定の要件を満たす場合には軽自動車税の減免が受けられます。

※減免の適用にあたっては、納期限までに申請書を提出しなければなりません。

問い合わせ 税務課 ☎840-8128



小型特殊自動車について

小型特殊自動車に該当する建設用自動車および農耕作業用自動車(常用装置があり最高時速35キロ未満のトラック、田植機、農業用薬剤散布車など)は、申告に基づき軽自動車税が課税されます。 問い合わせ 税務課☎840-8128

原付バイクの名義登録変更など



原付バイクの名義変更について

譲渡などにより原付バイクの所有者名義が変更になる場合は、税務課で手続きが必要になります。しかし、最近はインターネットでの売買・譲渡などで、売り手と買い手同士の連絡先が分からないケースがあり、変更手続きに支障をきたしています。税金の適切な処理を行うため、お互いの連絡先などについては必ず確認してください。

※名義変更の手続きには、譲渡(販売)証明書が必要です。 問い合わせ 税務課☎840-8128



確定申告

令和3年度市・県民税の申告と所得税の確定申告を3月15日(月)まで、市役所2階市民ギャラリーで受け付けています。申告がまだの人は、期限内に申告をしてください。

問い合わせ 税務課☎840-8128

国保加入者で申告の際、医療費控除を希望する人へ

2020年1月から2020年10月診療分については、送付されている医療費通知(はがき)で申告が可能です。2020年11月から2020年12月診療分の医療費通知については、レセプト情報の都合上、申告期間終了後の送付となるため、申告の際は医療機関発行の領収書での対応となります。

問い合わせ 国民健康保険課 ☎840-8127

市税などのスマートフォン決済 始まります!

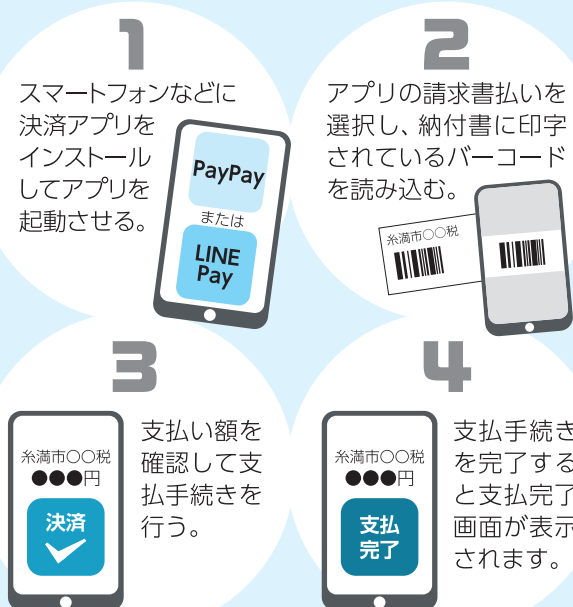
令和3年3月1日からスマートフォンなどのアプリを利用して税金などが納付できるようになりました。

対象となる税金や料金は以下のとおりです。各税金や料金の問い合わせは担当課へご確認ください。

決済アプリ PayPay、LINE Pay

対象となる税金・料金	問い合わせ
・市県民税 ・固定資産税 ・軽自動車税	税務課 ☎840-8129
・国民健康保険税 ・後期高齢者医療保険料	国民健康保険課 ☎840-8127
・介護保険料	介護長寿課 ☎840-8133
・市営住宅使用料 ・市営住宅使用料滞納分 ・駐車場使用料	建設課 ☎840-8138

納付手続きイメージ



※領収書は発行されませんので、領収書が必要な場合は、金融機関などで納付してください。